



郵便局におけるマイナンバーカード電子証明書関連手続の 受付開始について

令和5年4月から市内25か所の郵便局において、マイナンバーカードの申請手続を行っていますが、これに加え、市内2か所の郵便局で、新たにマイナンバーカードの電子証明書に関する手続が可能となります。

呉市役所市民窓口課又は市民センターで受付している手続が郵便局でもできることにより、市民の利便性の向上が図れるほか、市民窓口課や市民センターの窓口の混雑緩和に繋がります。待ち時間が短縮できるというサービスの向上も期待できるものです。

1 可能となる手続

マイナンバーカード電子証明書(※)の発行・更新
マイナンバーカード及び電子証明書の暗証番号の初期化

※電子証明書とは、電子申請において、利用者本人であることや、送信する電子文書が本人により作成・送信したものであることを証明するものです。

2 受付開始日及び受付時間

令和7年4月21日（月）
午前9時から午後5時まで
（土日祝、年末年始を除く。システムメンテナンス等での休止日あり。）

3 手続できる郵便局

呉郵便局 呉市西中央2丁目1番1号
呉広本町郵便局 呉市広本町3丁目18番18号

4 手続できる方

呉市に住民登録のある15歳以上の方本人
（外国人の方については、マイナンバーカードの有効期限が日本人と同じである永住者または特別永住者の方に限る。）